

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地下水総合規制対策実施方針（昭和47年4月新潟県策定）Ⅲ項を踏まえ、新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に関し、地盤沈下の未然防止等を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉱業用水溶性天然ガス 鉱業法（昭和25年法律第289号）にいう可燃性天然ガスであって、水溶性のもの（営利を目的としないで、自家用に供するために採取されるものを除く。）をいう。
- (2) 坑井 鉱業用水溶性天然ガスを採取するための井戸（以下「採取井」という。）、鉱業用水溶性天然ガスの採取に伴う地下水を地下に還元する井戸（以下「還元圧入井」という。）及び鉱業用水溶性天然ガスの探査を目的とする試掘のための井戸（以下「試掘井」という。）をいう。
- (3) 操業単位 地下水の揚水及び還元の層別バランスをとるための坑井群をいう。
- (4) 代替井 既存井（既存の採取井及び還元圧入井をいう。以下同じ。）のうち、老朽化等により廃止するものの代替として掘削する採取井及び還元圧入井をいう。
- (5) 事業者 鉱業用水溶性天然ガスの採取を目的とする鉱業法第5条に規定する鉱業権又は同法第6条に規定する租鉱権を有する者をいう。

(適用区域)

第3条 この要領は、新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）別表第6の2第1項から第11項までに掲げる区域に適用する。

(坑井掘削の規制)

第4条 事業者は、試掘井及び代替井以外の坑井を掘削しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次に掲げる区域において、代替井のうち還元圧入井以外の坑井を掘削しないものとする。

(1) 新潟地区地盤沈下対策措置要綱（昭和36年9月26日付け通商産業省通知）
に定めるA地区

(2) 前号に掲げる区域以外の区域で、特に地盤沈下の防止を図る必要があると市長
が認めるもの

（代替井による地下水の揚水及び還元）

第5条 事業者は、代替井を掘削しようとするときは、廃止する既存井の近傍に掘削するものとする。ただし、その位置で支障があるときは、第2次企業化実験（昭和55年から昭和61年6月までに通産省指導で実施した水溶性天然ガス適性採取技術調査事業）における採取井と還元圧入井の間隔を踏まえ、当該既存井が属する操業単位の近傍に適切に配置するものとする。

2 事業者は、代替井による鉱業用水溶性天然ガスの採取に伴い揚水された地下水の全量を地下に還元し、かつ、鉱業用水溶性天然ガスの採取層の地下水揚水量及び地下水環元量のバランスを保持するものとする。

3 事業者は、代替井による地下水の年間揚水量及び年間還元量について、廃止する既存井における揚水実績等を勘案しつつ、地盤沈下を誘発しないよう適正に設定するものとする。

（事前協議）

第6条 事業者は、次の各号に掲げる掘削をしようとする場合は、それぞれ当該各号に掲げる様式により、あらかじめ、市長に協議し、その承認を得るものとする。

(1) 試掘井を掘削しようとする場合 別記様式第1号

(2) 代替井を掘削しようとする場合、又は試掘井を代替井に転用しようとする場合
別記様式第2号

- 2 市長は、必要に応じ堀削の内容について、新潟県知事と協議するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による協議の結果を考慮し、第1項の規定による協議の内容を審査し、当該協議に係る計画が地盤沈下の防止対策上支障があると認めるときは、事業者に対し、その変更又は中止を指導するものとする。

(変更の協議)

第7条 事業者は、前条第1項の規定により承認を得た計画を変更しようとするときは、別記様式第3号により、あらかじめ、市長に協議し、その承認を得るものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更の協議について準用する。

(操業管理)

第8条 事業者は、代替井を稼動しようとするときは、年ごとの操業の管理計画（以下「操業管理計画」という。）について、別記様式第4号により、あらかじめ市長に協議し、その承認を得るものとする。

- 2 第6条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、前項の協議について準用する。
- 3 事業者は、操業管理計画に従って所定の事項を適正に実施し、その結果を別に定めるところにより市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告等を基に代替井等の操業による地盤沈下への影響について検討し評価する。
- 5 市長は、前項の規定による検討及び評価の結果、鉱業用水溶性天然ガスの採取により地盤沈下を生じたと認めるときは、関係機関等と協議の上、事業者に対し、当該操業単位における鉱業用水溶性天然ガスの採取の停止その他地盤沈下の防止のため必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(検討委員会)

第9条 市長は、第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定による協議並びに前条第4項の規定による検討及び評価に係る技術的な事項等について指導及び助言を求め、検討委員会を設置する。

2 検討委員会の委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(事前協議事項の確認)

第10条 市長は、この要領に基づく協議又は指導のため必要があると認めるときは、事業者に報告を求め、又は現地の状況を確認するものとする。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(県からの事務の委譲に伴う特例)

2 この要領の施行前に、新潟地域における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領（平成4年4月1日新潟県実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

鉱業用水溶性天然ガスに係る試掘井掘削計画協議書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する
暫定指導要領第 6 条第 1 項の規定により、試掘井掘削計画について、次のとおり協議
します。

協議事項 1 鉱区の所在地及び面積 2 鉱山の名称 3 試掘に関する事項 （ 1 ） 地質の状態 （ 2 ） 試掘の方法 4 地盤沈下防止に関する事項 備考 記入できない事項は別添付にすること。	担当部課名	
	担当者名	
	連絡先電話番号	

（市処理欄）

整理番号		承認番号	
受理年月日		承認年月日	
備考			

鉱業用水溶性天然ガスに係る代替井掘削計画協議書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する
暫定指導要領第 6 条第 1 項の規定により、代替井掘削計画について、次のとおり協議
します。

1 対象坑井の区分 採取井 還元圧入井 (いずれか一方に○をつけてください。)	担当部課名	
	担当者名	
2 代替井掘削計画に関する事項 別紙のとおり	連絡先電話番号	

（市処理欄）

整理番号		承認番号	
受理年月日		承認年月日	
備考			

代替井及びそれに伴い廃止する坑井の諸元等

項目	廃止する坑井	代替井						
所属操業単位(鉱山)名								
所属基地名及び坑井名								
坑井の所在地又は予定地								
深度	地表面下 m	地表面下 m						
内径	mm	mm						
ストレーナーの深度	地表面下 m ~ m	地表面下 m ~ m						
地下水採取層又は還元層								
坑井の構造図	別添図のとおり							
坑井の位置及び地下水の採取・還元圧入系統図	別添図のとおり							
近傍の地質・鉱床図	別添図のとおり							
廃止する坑井による地下水の年間揚水量の実績又は年間還元量の実績	年							
	千m ³							
	年							
	千m ³							
	年							
	千m ³							
	年							
	千m ³							
坑井の廃止理由								
廃坑処理の内容								
廃止する坑井の近傍に代替井掘削できない理由								
地盤沈下を観測するための設備等					別添図のとおり			

試掘井掘削
鉋業用水溶性天然ガスに係る代替井掘削計画変更協議書
操 業 管 理

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で承認を得た計画を変更したいので、新潟市における
鉋業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領第 7
条第 1 項（第 8 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項）の規定により、次のとおり
協議します。

計画の種類		試掘井掘削計画・代替井掘削計画・操業管理計画		
変更 の 内 容	変更事項			
	変更前			
	変更後			
変更理由				
担当部課名			連絡先電話番号	
担当者名				

（市処理欄）

整理番号		承認番号	
受理年月日		承認年月日	
備考			

鉍業用水溶性天然ガスに係る操業管理計画協議書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市における鉍業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領第 8 条第 1 項の規定により，操業管理計画について，次のとおり協議します。

協議事項 1 鉍業用水溶性天然ガスの採取に伴う地下水の揚水及び還元に係る年間実施計画 別紙のとおり 2 地盤沈下に係る観測の年間実施計画 （ 1 ） 水準測量 （ 2 ） 地下水位等の観測 3 その他地盤沈下防止に関して実施する事項	担当部課名	
	担当者名	
	連絡先電話番号	

（市処理欄）

整理番号		承認番号	
受理年月日		承認年月日	
備考			

鉍業用水溶性天然ガス採取に係る地下水揚水及び還元の年間実施計画

操業単位名： 鉍山
鉍業権者名：

年 分

基地名	坑井名	用途	採取・還元 系統	揚水量（千m ³ /年）						還元量（千m ³ /年）						坑井深度 （m）	ガス水比	操業開始 年月	備考
合計																			